

申告の準備はお早めに

## 確定申告会場は「銚子商工会館」

平成24年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書の作成・相談と提出の会場は「銚子商工会館3階」です。

設置期間：2月1日(金)～3月29日(金) ※土・日・祝日を除く

受付時間：8時30分～16時

※提出は17時まで

所在地：銚子市三軒町19-4

(JR銚子駅より徒歩4分)

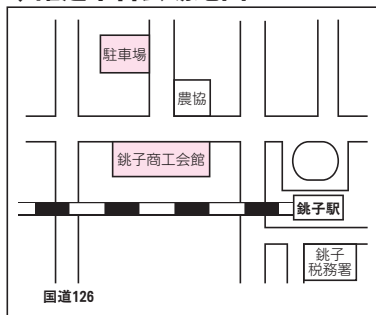
来場者用駐車場有

◆銚子税務署内には申告書作成・相談会場はありません。

◆納税証明書が必要な人は銚子税務署で手続きをしてください。

◆会場には納税窓口がありませんので、振替納税をご利用いただくか、最寄りの金融機

### ◆確定申告会場地図



関で納付してください。

◆匝瑳市役所および野栄総合支所での相談・提出は従来通り行います。詳細については

東日本大震災により被害を受けた人へ

## 所得税の震災関係相談会

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、手続きをすることにより所得税の全部または一部を軽減できる場合があります。

開催日時：1月25日(金) 9時30分～12時、13時～15時30分

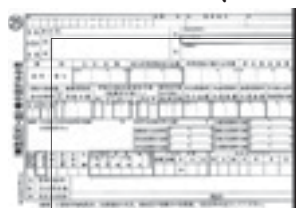
開催場所：市民ふれあいセン

給与支払報告書

## 事業主の皆さん提出をお忘れなく

事業主や青色申告を

している人で、給与(パート・アルバイト・専従者・退職者を含む)・



賃金を平成24年中に支払った

広報そうさ2月号でお知らせします。

問 銚子税務署

☎0479-22-1571

タ12階会議室

※当日持参していただく書類

につきましては、損害内容により異なりますので左記へお問い合わせください。

問 銚子税務署個人課税第1部

門指導担当 ☎0479-22-1571 (内線112)

場合は、「給与支払報告書」

(「写真」)を1月31日(木)までに左記へ提出してください。

提出先：〒289-2198

匝瑳市八日市場ハ793-2

匝瑳市役所税務課市民税班

問 税務課市民税班

☎73-0087

社会保険料控除を受ける人へ

## 窓口で納付確認書の発行

市では例年、社会保険料控除として税の申告に使用する際の参考として、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者保険料の納付済確認書を1月にお送りしてきました。



しかし、納付額を把握している人には不要であり、確定申告書などに添付する義務がないことから、今年度からはこれを送付せず、窓口で納付確認書(税申告用)を無料で発行します。必要人は市役所税務課または野栄総合支所窓口で発行を受けてください。なお、発行にあたっては、本人または同居の親族以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要となります。

問 税務課市民税班

☎73-0087

退職手当などが対象

## 市・県民税の改正

平成25年1月1日以降に支払われる退職手当などに係る市・県民税については、次の2点が改正されました。

①退職所得に係る市・県民税の10%税額控除の廃止

②勤続年数5年以内の法人役員などの退職金1/2課税の廃止

※「法人役員など」とは、次の人を含みます。

○ 法人税法第2条第15号に規定する役員

○ 国会議員および地方議会議員

○ 国家公務員および地方公務員

なお、退職手当などに係る市・県民税の計算方法の詳細については、市ホームページをご覧ください。

問 税務課市民税班

☎73-0087

償却資産をお持ちの皆さん

## 申告期限は1月31日(木)

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産をいいます。

このような事業用資産を持つている人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

### ◆申告をしなければならない人

市内で農業を営み、償却資産を所有している人および市内の店舗、事務所、工場などで事業用の償却資産を所有している人

### ◆主な償却資産(例)

農業：田植機、乾燥機、もみすり機、鶏舎、牛舎、ハウス、ポンプ、動噴など  
 自営業：レジスター、パソコン、自動販売機、クーラー、

応接セットなど

建設業：パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機など  
 ※平成24年に申告した人については、12月中旬に申告書を発送していません。新たに資産を取得した人で申告書が必要な人は、左記までお問い合わせください。

### 問 税務課資産税班

☎73・0087

## 障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上で要介護認定者の皆さんへ



65歳以上で障害者手帳を所持していない人でも、介護認定を根拠として障害の程度が同等であると認められる人は、障害者控除の対象となります。

市では、要介護認定を受け、認知症または寝たきり状態にある人に対し、平成24年分所得税申告用として、「障害者控除対象者認定書」を交付し

ます。認定書の交付を受ける場合は、介護保険被保険者証(緑色)を持参し、高齢者支援課へ申請をしてください。

### ◆対象者

要介護認定を受けており、65歳以上で認知症または寝たきりと認められる人

### ◆認定基準

認知症：家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがあり、誰かが注意していなければ自立できない状態

寝たきり：介護なしには外出できない状態

### ◆認定基準日

平成24年12月31日(同年の途中に対象者が死亡しているときは、その死亡日)

### ◆申請書

高齢者支援課の窓口にあります。親族が申請する場合は、要介護認定などに係る情報の調査を行うことについて、本人の同意が必要となります。

### 問 高齢者支援課介護保険班

☎73・0033

参加申込は1月8日(火)から

## インターネット公売

市では、



ヤフー株式会社運営するインターネットオークションで、市税などの滞納によって差し押さえた財産(不動産)の公売を実施します。20歳以上の人で、期間内であれば24時間いつでも公売への参加が可能となりますので、ぜひ入札に参加してください。

### 問 税務課納税推進室収税班

☎73・0087

## 不動産公売

滞納処分した財産

市では市税などの滞納を解消するために、法律に基づいて滞納処分(差押)した財産(不動産)の公売(期間入札)を予定しています。

一般の人でも参加できる入札です。詳細については市ホームページをご覧ください。お越しください(農地の入札には一定の要件があります)。

### 問 税務課納税推進室収税班

☎73・0087

(火)9時~21日(月)17時 / 市役所税務課

公売財産：山林など(匝瑳市他)

※公売財産の詳細については記載した「公売のしおり」は自由に閲覧できますので、入札参加希望の人は市役所税務課へお越しください。

公売期間/場所：1月15日